

【太陽光発電設備・蓄電池導入支援事業補助金申請に係る添付書類】

補助対象	太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置する方。但し工事が完了し、12月20日までに実績報告の提出が出来ない方は補助対象外となります。 なお、工事完了後の翌年（4月1日）から翌々年（3月31日）までの1年間、「自家消費量に関する報告書」（別記第6号様式）を提出していただく必要があります。
------	--

HPに様式あり	・事業計画書 ・自家消費計画書 ※自家消費率が30%未満の場合は、補助対象外となります。 ・収支予算書 ・設備設置同意書 ※補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者でない場合又は共有者がいる場合 ・誓約書兼同意書 ・写真台帳（補助対象設備の施行前の住宅の状況を記録したカラー写真） ・交付申請チェックシート
その他提出物	・住民票の写し（マイナンバーの記載がないもの） ・町税に滞納がないことを証する証明書（納税証明書） ・補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの） ※見積りは和歌山県が実施する「<u>和歌山県太陽光発電設備・蓄電池等導入支援事業補助金に係る施工業者向け説明会</u>」を受講した業者2社以上から取ること ・補助対象設備の設置に係る契約書の写し※要綱第11条に該当する場合で5月1日以降に契約したもの。なお、<u>施工業者と申請者が契約締結後は直ちに契約書の写しを提出すること。</u> ・補助対象設備を設置する建物又は土地の登記事項証明書 ※新築等で申請時に登記ができてないときは、実績報告時に提出 ・補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かるもの） ・補助対象設備の配置図及び住宅の位置図 ・口座情報等が確認できる資料又は振込口座登録依頼書（HPに様式あり）

【補助内容】

・太陽光発電設備

7万円/kW（上限35万円 ※工事費込・税抜） 1件あたりの上限5kWまで

（例）一般的な家庭用太陽光発電設備である5kWで試算した場合

$$7\text{万円/kW} \times 5\text{kW} = 350,000\text{円}$$

※国実施要領別紙2の「7万円/kW以内」の条件により、7万円/kWとする。

※各市町村により1件あたりの上限は異なります。

※自家消費率が30%未満の場合は、補助対象外となります。

・蓄電池

蓄電池価格の1/3（上限：47万円 ※工事費込・税抜） 上限：14.1万円/kWh

（例1）一般的な家庭用蓄電池容量である10kWhで試算した場合

$$14.1\text{万円/kWh} \times 10\text{kWh} \times 1/3 = 470,000\text{円}$$

（例2）10kWhまでの場合

蓄電容量10kWh（家庭用）、130万円（工事費込み・税抜）

130万円÷10kWh=13万円/kWh→14.1万円/kWh以下のため、

130万円×1/3=43.33…万円→千円未満の端数を切り捨てた43万3千円が補助金額となる。

（例3）12kWhの場合

蓄電容量12kWh（家庭用）、180万円（工事費込み・税抜）

180万円÷12kWh=15万円/kWh→14.1万円/kWhを超えるため、

14.1万円/kWh×12kWh×1/3=56.4万円→47万円を超えるため47万円が補助金額となる。

※系統連系申請費用は補助対象外です。